

琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会設置要綱

(目的)

第1条 平成19年から実施している、水質汚濁メカニズム解明調査の成果の一つとして、環境基準項目であるCOD（化学的酸素要求量）が琵琶湖の有機汚濁の状況を的確に反映していないという状況が明らかとなってきており、今後、琵琶湖の総合的な保全を進めていくためには、新たな有機物管理指標を確立し、適切な評価を行っていくことが必要である。

このことから、琵琶湖における新たな有機物管理指標の導入を含めた、今後の水質管理のあり方に関する意見交換を目的とし、「琵琶湖における新たな水質管理のあり方懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、琵琶湖の水質管理に関する、以下の事項について意見交換を行う。

- (1) 今後の水質管理のあり方について
- (2) 新たな有機物管理指標を用いた水質目標値について
- (3) 新たな有機物管理指標の導入について

(構成)

第3条 懇話会は、学識経験を有する者、行政関係者等、8人以内の委員で構成する。

2 懇話会に座長を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から平成30年3月31日までとする。

(事務局)

第5条 懇話会の事務を処理するため、琵琶湖環境部琵琶湖政策課に事務局をおく。

付則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成30年3月31日限り、その効力を失う。